

一般社団法人いわて地域おこし協力隊ネットワーク  
定款（案）

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人いわて地域おこし協力隊ネットワークという。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県岩手郡葛巻町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、地域おこし協力隊、復興支援員及び集落支援員（以下「地域おこし協力隊等」という。）の現役隊員と卒業隊員との繋がり創出及び卒業隊員による現役隊員への活動支援体制の構築を通して、地域おこし協力隊等の個々の活動の充実、任期終了後の定着を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域おこし協力隊等の現役隊員と卒業隊員との繋がり構築及び創出に関する事業
- (2) 地域おこし協力隊等に対するノウハウやスキルの提供に関する事業
- (3) 自治体等に対する地域おこし協力隊等の受入支援に関する事業
- (4) 地域の担い手育成に関わる人材の研修及び交流に関する事業
- (5) 地域産品の開発及び販売、販売委託に関する事業
- (6) 移住定住など地域への人材還流や地域づくりに関する事業
- (7) 地域の人材交流及び都市農村交流、地域間交流に関する事業
- (8) 地域づくりに関する調査、情報の収集、相談への対応及びコンサルティング
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 公告

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第4章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、過半数の理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 当法人の運営に必要な経費は、社員は経費を負担する義務を負わない。

(退社)

第8条 社員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に代表理事に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

## 第5章 社員総会

(種別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第14条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 社員総数の5分の1以上から総会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

#### (招集)

第15条 総会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の一週間前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

#### (定足数)

第17条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第18条 総会における議決事項は、第15条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第19条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、前条第2項、次条第1項第2号、第35条、第36条及び第38条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

#### (議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録記名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事

### （理事の設置）

第21条 当法人に、理事2名以上8名以内を置く。

- 2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

### （選任）

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

### （理事の職務権限）

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、当法人の業務を執行する。

### （任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、代表理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第35条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員総数の半分以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、社員総会における、社員総数の半数以上であって、社員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合併)

第38条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の半分以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 高野嘉明、大原圭太郎、宮崎さや香、櫻井陽

設立時代表理事 高野嘉明

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

高野嘉明

大原圭太郎

宮崎さや香

櫻井陽

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和4年1月 日

設立時社員 高野嘉明

設立時社員 大原圭太郎

設立時社員 宮崎さや香

設立時社員 櫻井陽